

＜日本年金機構運営評議会 提言＞

「日本年金機構運営評議会規程」において、運営評議会は、機構の業務運営等についての改善意見を理事長へ提出することができると規定されており、例年運営評議会での議論を踏まえて取りまとめられ、提出されている。

令和3年度提言	対応状況
1. 年金制度の安定した運営のため、 <u>国民年金の適用・収納対策や厚生年金保険の適用・徴収対策等の基幹業務について、これまでの取組を更に推進し、着実に実績を積み上げること。</u> 特に、コロナ禍において実施してきた <u>国民年金の臨時特例免除承認者に対する納付・免除勧奨や厚生年金保険の法定猶予制度許可事業所に対する計画的な履行管理等の施策</u> については、必要な対応を継続すること。また、 <u>無年金・低年金の防止に向けた対策</u> についても、引き続き推進すること。	基幹業務の更なる推進とコロナ禍における施策の継続 20歳到達者や若年者への納付督促や地域の実情を踏まえた対策、強制徴収の実施など各種取組を着実に推進した結果、令和4年度現年度納付率は、令和4年9月末時点で69.1%となり、前年同月比+1.9ポイント上昇、前々年同月と比較し+4.8ポイント上昇。 - 最終納付率80%到達を新たな挑戦として掲げ、本部に専門チームを設置。未納者属性に応じた対策の実施及び拠点の進捗管理・指導を徹底したことで最終納付率は順調に進捗し、令和4年9月末時点で79.5%、令和2年度現年度納付率から+8.0ポイント上昇となり、目標を達成。 - 国税源泉徴収義務者情報等を活用して把握した適用調査対象事業所に対し、文書・電話・訪問等による加入指導を実施。これにより令和4年9月末までに約5.2万事業所を新規適用。 - 滞納事業所に対して電話等の納付督促や、法定猶予制度適用事業所に対して新規調定額以上の納付計画を基本とする運用を徹底。結果として厚生年金保険料の収納率は96.6%(前年同月比+0.6%)となり、前年度と同等以上の水準を確保。法定猶予制度の適用を受けている保険料額を除いた場合の収納率は98.5%。 - 法定猶予制度の適用を受けている事業所からの納付を確保するため、納付計画を新規調定額以上とすることを基本として運営した結果、令和4年9月末現在の法定猶予適用事業所70,471件のうち、新規調定額以上の納付計画事業所は約64%にあたる44,994件と、令和4年3月末の状況と比べ、全体に占める割合が約23ポイント改善。
	無年金・低年金の防止に向けた対策 - 任意加入制度の勧奨について、令和3年度に60歳から65歳到達までに任意加入し納付することで老齢年金の受給要件を満たす方に対して勧奨を実施(9千人)し、その結果、776人の申込みを受付。 - 追納勧奨について、保険料に加算額が上乗せされる前である免除等承認後2年目の期間を有する方、又は追納可能な期限(10年)の直前となる免除等承認後9年目の期間を有する方に対し追納勧奨を実施(618万人)、この結果、12.8万人が追納。
2. 長期化するコロナ禍を背景として、オンラインサービスに対する国民のニーズは更に高まりを見せている。こうしたことから、電子申請の利用促進、各種通知等の電子化やオンライン相談の環境整備など、 <u>非対面型のオンラインサービスの環境整備等</u> を引き続き推進するとともに、 <u>オンラインサービスに不慣れな被保険者や年金受給者等に対する対面型サービスの重要性も踏まえつつ、チャネル体系の整理に更に取り組むこと。</u>	オンラインサービスの環境整備等 - 電子申請の利用促進に取り組み、重点的に利用勧奨を実施している義務化事業所のうち92.4%(2.2万事業所)、被保険者51人以上事業所のうち73.5%(6.8万事業所)が電子申請を利用(令和4年10月末時点) - e-Govの電子送達機能を活用し、新たに保険料額や増減内訳等の情報を電子送付するサービス(オンライン事業所年金情報サービス)を開始(令和5年1月) - マイナンバーカード・マイナポータルとねんきんネットの認証連携をベースとしたオンラインサービスの拡充に取り組む方針とし、マイナポータル経由のねんきんネット利用者は令和4年10月末時点で129.1万人(令和3年度末69.5万人)と順調に推移。また、認証連携を活用した以下のサービスを構築。 - 国民年金の加入手続・保険料の免除申請等について、マイナポータルを活用し、お客様の情報をあらかじめ申請画面に表示した簡易な電子申請を可能とするサービスを開始(令和4年5月) - これまで紙で送付していた社会保険料(国民年金保険料)控除証明書及び公的年金等の源泉徴収票について、マイナポータルを活用しお客様に電子送付するサービスを開始(令和4年10月、令和5年1月)。

令和3年度提言	対応状況	
3. 年金制度の正確な理解を深めてもらうため、地域、企業、教育等の様々な場において、本年施行される繰下げ受給の上限年齢の引上げや厚生年金保険の被保険者資格の範囲拡大等の制度改正事項も含めた制度理解の促進に更に取り組むこと。この取組に当たっては、オンラインによる年金制度説明会等を引き続き開催することに加え、市区町村や社会保険労務士会などの関係機関との効果的な連携方法について検討すること。 さらに、年金委員活動の活性化を図るため、Web会議ツールを活用した研修等の更なる充実に取り組むとともに、年金相談事業が様々な生活への不安を抱えている方を地域の相談支援のネットワークへつなげるための端緒となりうることから、引き続き市区町村や他の相談支援機関との連携強化等に努めること。	年金制度説明会及び年金セミナーのオンライン開催	令和3年度に全ての年金事務所にWeb会議ツールを導入したことを踏まえ、年金セミナー及び年金制度説明会等について、教育関係機関や企業等のニーズや環境に応じた方法により更なる実施の拡大を図り、特に制度説明会について、企業等からの届出適正化の推進を目的とし、社会保険事務担当者向け制度・事務手続説明会を中心に実施を拡大。
	年金委員活動の活性化	- 年金委員の活動に必要な情報を機構ホームページを通じて本部から情報発信するとともに、全国の年金事務所において、対面やWeb会議ツールによる手法により、職域型年金委員向けに年金制度や事務手続き等の内容を中心とした年金委員研修会を合計792回実施。また、地域型年金委員に対して、各年金事務所単位で設置されていた連絡会を、令和4年1月より都道府県単位と拠点単位に再構築した上で合計434回開催。 - 市区町村向け情報誌や機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を広報するとともに、電話や文書による委嘱勧奨活動の強化により、令和4年3月末に比べ年金委員委嘱数を拡大。 - 職域型年金委員数：124,708人(令和4年9月末)(令和4年3月末：119,411人) - 地域型年金委員数：7,760人(令和4年9月末)(令和4年3月末：6,570人) - 市区町村と地域型年金委員の連携を強化するため、厚生労働省が発行する生活困窮者自立支援制度に関する自治体担当者向けのニュースレターにおいて、年金委員とその活動について紹介する記事を掲載。
	市区町村や社会保険労務士会連合会等の関係機関との連携強化	- 雇用保険説明会における離職者に対する失業特例免除等の周知に加え、マイナポータルを利用した電子申請の開始に伴い、電子申請利用の周知、電子申請周知用のポスターの掲示及びリーフレットの窓口への備付けをハローワークに依頼。 - 老齢年金の相談予約をインターネットから受け付けるサービスについて、令和4年度は年金請求書(事前送付用)へのチラシの同封や予約相談用ポスターを拠点や市区町村等に掲示する等の周知・広報を実施し、令和4年9月末までに約10.7万件のインターネット予約申込みを受付。
4. 年金制度改正関係法への対応について、制度を実務として正確かつ円滑に行うためにも、引き続き必要なシステム改修などに万全を期すとともに、働き方改革や女性職員の更なる活躍等を推進する観点から、度重なる制度改正により複雑化し、増大の一途を辿る業務量に応じた人員・予算等について厚生労働省と連携し確保すること。	制度改正対応に向けての対応	- 繰下げ上限年齢の引上げ等の制度改正事項について、改正内容に対応した事務処理方法の検討、業務処理要領の整備及びシステム開発を実施。 - 短時間労働者の適用拡大の対象事業所である約5万事業所に対し、令和3年度から制度周知を兼ねた事業所調査を実施(令和3、4年度合わせ44,467事業所)。事業所調査を実施していない対象事業所に対しても原則訪問による制度周知を8月末までに実施(7,307事業所)。
	働き方改革や女性活躍の推進	- 管理職の負担軽減及び時間外勤務の削減に向け、管理職が行う管理業務の効率化や、相対的に時間外勤務が多いお客様相談室長の負担軽減を目的とした室長代理の配置拡大・決裁権限の見直しを実施。 - 女性活躍の具体的な指標の1つである女性管理職比率の向上に向け、管理職登用試験への応募者を増加させるため、階層に応じた個別面談や研修を実施。 - 今後の安定的な女性管理職比率の向上に向け、面談等の個別対応の強化や人事制度面も含めた広範な検討等に取り組むため、令和4年12月に女性活躍の推進体制を強化。